

「やまぐちDXエバンジェリスト創出事業」実施に係る企画・運営等業務仕様書

1 概要

本仕様書は、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（以下、「本財団」という。）が委託する「やまぐちDXエバンジェリスト創出事業」実施に係る企画・運営等業務（以下、「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定める。

2 本業務の趣旨・目的

山口県では、「やまぐちデジタル改革基本方針」の施策の3つの柱の一つである『デジタル・エリアやまぐち』の形成に沿ってデジタル人材の育成を推進しており、DX推進の鍵となるデザイン思考やAI・データ利活用等、DX創出に必要な技術を習得し、行政・企業等の内部でDXを推進することができるリーダー人材を育成することとしている。

本業務は、この方針に則り、DXを推進するために必要な水準の知識・スキルを有し、DXの取り組みの目的を設定するとともに、関係者と協働して目的実現に向けたプロセスを推進できる「X人材」（トランスフォーメーション人材）を育成し、また、その取り組みを普及することで、山口県におけるDXのエバンジェリスト（伝道師）となるDX推進リーダー人材を育成するプログラムである「やまぐちDXエバンジェリスト創出事業」（以下、「本事業」という。）を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

4 委託上限額

8,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

5 本業務の内容

（1）アセスメントの実施

ア 目的

・現状のスキルレベルの明確化

DX推進リーダー人材は、DXにおいてリーダーとしてプロセスを推進するにあたり幅広い知識が必要となる。このことから、受講者の現状のスキルレベルを可視化し、強化が必要なスキルを明らかにすること。

・本事業の効果測定

アセスメントを複数回実施することで各アセスメント結果を比較し、本事業の効果測定を行えるようにすること。

イ 対象

実際の現場において、関係する人材と協働してDXによって課題を解決で

きる能力の獲得を目指す県内の企業・団体・行政機関等に所属する者および「デジテック for YAMAGUCHI」(<https://digitech-ymg.org/>)の会員である者。

ウ 内容

受講者に対して複数回アセスメントを実施することにより、スキルレベルを可視化し、本事業の効果測定をする。

エ 開催規模

オンラインによる実施等を含め、100名以上が参加できる環境とすること。

(2) DXを推進するための個別学習プログラムの実施

ア 目的

・DX推進に必要なスキルの習得

DX推進リーダー人材となるために求められる水準のスキルを習得すること。

イ 対象

本事業におけるアセスメントを受けた者。

ウ 内容

アセスメントにより受講者のスキルレベルを把握したうえで、集合学習プログラム参加前に、受講者のスキルレベルがDXを推進するために必要な水準以上となることを目指し、スキルの補完・強化を行うために学習プログラムを実施する。

エ 開催規模

オンラインによる開催等を含め、100名以上が参加できる環境とすること。

(3) DXを推進するための集合学習プログラムの企画および開催

ア 目的

・実践的な課題解決能力の養成

DX推進における実践的な課題解決能力を有する人材を育成すること。

・DX推進リーダー人材のネットワーク形成に資する交流の場の創出

県内のDX促進のため、DX推進リーダー人材のネットワークの形成に資する交流の場を設けること。

イ 対象

本事業の個別学習プログラムを受講し、DXを推進するために必要な水準のスキルを獲得した者。

ウ 内容

知識の習得だけに留まらない、DX推進による実践的な課題解決能力を養成するための集合学習プログラムを開催する。

企業・団体・行政機関等、取り巻く状況が異なる人材が情報交換することにより、今までにない新しい課題解決の手法について学ぶ機会を創出するとともに、活動事例の普及によって県内の企業・団体・行政等のDXを促進し、

また、DX推進リーダー人材のネットワークの形成に資する交流の場を設ける。

エ 開催規模

オンサイト・オンラインにて実施し、オンサイトは集合学習プログラム参加者 30 名程度でやまぐちDX推進拠点「Y-BASE」（以下、「Y-BASE」という。）を活用して実施し、オンラインは、100 名以上が参加・聴講できる環境とすること。

〔「Y-BASE」の所在地〕

山口県山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口10階

(4) 本業務における共通留意事項

本財団と協力して本事業を県内に効果的かつ幅広く周知・受講者の募集を行い、各募集が定員に達した場合には、本財団と協議したうえで、参加者や受講者の選考を行うこと。

また、各受講料等の参加費は無料とすること。

(5) その他

講師等の選定など、(1)～(3)の業務の具体的な実施に当たっては、本財団と協議を行うこと。

本事業を効果的な内容とするため、広報や参加者の募集について本財団と協力体制を構築し、提案を行うこと。

本事業を持続可能性のある取り組みとするための提案を含めること。

その他、DX推進における実践的な人材の育成に効果的と思われる独自の取組がある場合は、委託上限額の範囲内において、提案に含めること。

6 スケジュール

上記5の(1)～(3)の業務については令和6年2月までに終了することを想定しているが、効果的・効率的な提案を行い、本財団と協議のうえで決定すること。また、受託者は、このスケジュールを実現するための作業スケジュールを実施計画書に明示すること。

7 本業務の実施体制

受託者は、本業務を円滑に実施するため、実務経験のある講師を十分確保したうえで業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を総括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に

- 提出すること。
- (3) 不測の事態が生じたとしても本業務の履行が継続できるよう、適切な体制を確立すること。
 - (4) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本財団に申し出ること。

8 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施体制、実施スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本財団の承認を得ること。
- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

9 成果物

- (1) 次に掲げる成果物を提出すること。なお、提出する成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細について、事前に本財団と協議し、承認を受けたうえで決定すること。
 - ア 実施計画書
 - イ 打ち合わせ対応記録
 - ウ 上記5の業務に係る資料・教材
 - エ 本事業の実績報告書
- (2) 本業務の履行のために作成された成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、本財団に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、紙媒体2部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。

10 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本財団と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1)により本財団が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1)により本財団が承認した場合であっても、受託者は、本財団に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

11 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本財団から提供された資料等（以下、「資料等」という。）を

- 厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
 - (4) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

1 2 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、別記「個人情報取扱特記事項」、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団プライバシーポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

1 3 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、山口県及び本財団と常に密接な連携を図り、事業の各段階で協議を行うこと。また協議内容については、議事録等を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 写真・説明等に係るデータなどは、受託者において用意すること。なお、その際は、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。
- (4) 本業務により提出される成果物については、山口県及び本財団の取組の一環として公表する可能性があること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本財団と受託者が協議の上、解決するものとする。

以上